

官民境界証明事前確認事項書

「はい」もしくは「いいえ」
のいずれか該当する方を
丸で囲ってください。

現地調査の際に、以下の項目が該当するかご確認をお願いいたします。
該当する場合は、官民境界確認証明申請前に市と相談してください。

- 1 境界杭が亡失している箇所がある。
・はい ・いいえ
- 2 計算点で対応せざるを得ない箇所がある。
・はい ・いいえ
- 3 境界杭の傾きが著しい箇所がある。
・はい ・いいえ
- 4 現地の境界杭と道路台帳もしくは境界確定図に大きな差異が生じる。
※改めて境界の再査定が必要となる場合があります。
・はい ・いいえ
- 5 道路構造物もしくは水路構造物が境界線より民地へ越境している箇所がある。
・はい ・いいえ

また、以下の内容について、予めご了承ください。

- ・基本的には道路構造物もしくは水路構造物の現況を優先してください。道路台帳や境界確定図における境界線と構造物が一致しない場合は市と相談してください。
- ・官民境界証明の申請から交付までに2週間の期間をいただいております。お急ぎの場合は、早めの申請をお願いします。
- ・計算点にて対応する箇所については、市にて現地確認を実施するため、現物等を行い、目視可能な状態にしていただきますようお願いいたします。

1～5に該当する場合は、
市と協議した上で下にチ
ェック。該当なしの場合は
上にチェック。

- 上記の内容について確認し、該当する箇所はありません。
上記の内容について確認し、該当する箇所については市と調整済です。

平成 年 月 日

申請者氏名

印

官民境界確認証明願の用紙と
一致するようにしてください。